

(様式1)

年(令和 年) 月 日

公立大学法人福山市立大学理事長 様

〔本事業への入札応募を希望する法人〕

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

「福山市立大学新棟整備事業」 守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、公立大学法人福山市立大学（以下「発注者」という。）が2024年(令和6年)10月1日付けで公告した福山市立大学新棟整備事業に係る一般競争入札総合評価落札方式（以下「本入札」という。）への応募を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、下記を希望します。

なお、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。秘密保持の対象は本選定にあたり開示した文書、図面、その他書類記載事項、現地調査、個別対話にて知り得た情報（以下「機密情報」という。）とします。

【希望事項（次のうち希望する事項を選択してください。）】

- ・同日付で公表された本入札に係る入札説明書参考資料（以下「対象資料」という。）の開示を受けること
- ・現地調査への参加
- ・個別対話への参加

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のために機密情報の提供を受けるものであり、本目的以外のために利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者、その他の者に対し、機密情報の全部または一部を提供することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、機密情報を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。

第3条（善管義務）

当社は、機密情報を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報取扱い）

機密情報のうち個人情報に該当するものについては、法令により発注者及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により発注者及び当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果、入札提出書類の提出に至らなかった場合及び入札参加の結果、落札者として決定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより発注者に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

当社が本目的検討の結果、入札提出書類の提出に至らなかった場合、入札参加の結果落札者として決定されなかった場合、落札者決定後事業契約締結までの間に落札者としての資格を喪失した場合、受領した機密情報を含む資料は、その写しも含めて全て速やかに返却することを約束します。

第8条（調停）

本書に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとします。

第9条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本入札の入札説明書等の定めるところによるものとします。

以上